伊方町建築物における木材の利用の促進に関する方針

制定:平成24年3月30日

改正:令和5年10月23日

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「基本方針」という。)及び愛媛県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針(令和4年3月9日付け3林第1015号。以下「県方針」という。)に即して伊方町内の建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下「町方針」という。)を定めるものである。

- 第1 伊方町の区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 1 木材の利用の促進の意義と効果

木材の利用を推進することにより、健康で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出抑制、建築物等における炭素固定量の拡大などを通じて、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に貢献することが期待される。

公共建築物は広く町民一般の利用に供されることから、公共建築物に重点を置いて木材の利用促進を図ることにより、直接的な効果はもとより、一般住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外工作物資材、各種製品の原材料エネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

また、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、町内に整備される法第2条第1項各号及び法施工令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

(2) 町以外のものが整備する(1) に準ずる建築物 町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される

事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物等が含まれる。

3 建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

このように町は、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携促進を図りつつ積極的にその整備する公共建築物への木材利用の促進等に取り組むほか、民間建築物においても木材の利用が促進されるよう、県の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取組むものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、木造化を図るよう努めるものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、海岸に近い場所に建設されるため塩害被害が考えられる施設、災害時の活動拠点室等有する災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を貯蔵もしくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能

等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断 されるものについては木造化を推進する対象としないものとする。

なお、建築基準法における3階建ての木造の学校や延べ面積3,000 平方メートルを超える建築物に係る規制に関し、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)において、見直しが検討されていることから、当該規制の見直しに係る公共建築物についても、木造化を図るよう努めるものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決方法等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

第2 町が整備する公共建築物における木材の利用の促進の目標

町は、その整備する公共建築物のうち、第1の4の積極的に木造化を促進する公 共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、可能なものは木造化を推進 するものとする。

また、町は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接 町民が利用する機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ること が適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

砂防・治山・河川・公園・道路等公共事業においても、豊かな生活環境や自然環境を保全するため間伐材の利用促進を推進するものとする。

- 第3 その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項 本方針の推進体制については、以下のとおりとする。
 - 1 本町の所管に属する公共建築物の木材の利用の促進に向けた関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、伊方町公共建築物木材利用促進連絡協議会(別添) を設置する。
 - 2 伊方町公共建築物木材利用促進連絡会議は、この町方針に基づき町が整備する 公共建築物における木材の利用の実施状況を、毎年取りまとめ公表するものとす る。
 - 3 本方針の推進に係る関係部局の役割と公共施設等の木造化・木質化を推進する 具体的な対象施設等は別紙1のとおりとする。

附則

- この町方針は、平成24年3月30日から適用する。
- この町方針は、令和5年10月23日から適用する。

伊方町公共建築物木材利用促進連絡会議の設置について

平成24年3月30日

1 趣旨

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下、「法」という。)第12条第1項の規定に基づき策定した伊方町建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下「町方針」という。)が効果的に推進されるよう、伊方町公共建築物木材利用促進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置し、町内関係部局間の円滑な連絡、調整等を行うものとする。

2 構 成

連絡会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 副町長 (議長)
- (2) 総務課長
- (3) 総合政策課長
- (4) 保健福祉課長
- (5) 建設課長
- (6) 教育委員会事務局長
- (7) 農林水産課長 等

3 任 務

- (1) 町方針の作成又は変更に関すること
- (2) 町方針に基づく措置の実施の状況に関すること
- (3) 町方針の推進に係る連絡又は調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

4 事務局

連絡会議の事務局は、農林水産課に置くものとする。

関係部局の地域材利用促進における役割と対象施設等

(1) 関係部局の役割

関係部局名	公共施設等木材利用促進における役割
保健福祉課	福祉、医療、保健、老人、児童施設等に係る地域材の利用促進
建設課	土木事業、木造住宅の振興に係る地域材の利用促進
教育委員会事務局	学校施設等に係る地域材の利用促進
農林水産課	農林水産用施設、農林水産土木事業に係る地域材の利用促進

(2) 公共施設等の対象

(2) 公共施設等の対象	
区分	木造化・木質化を推進する対象施設等
木造化の推進	○小学校、中学校、保育所、幼稚園の校舎、体育館等○病院・診療所、保健所等
	○養護施設、福祉施設、老人ホーム等
	○集会施設、スポーツ、武道、研修、文化施設等
	○観光保養施設、種々管理事務所等
	○公営住宅
	*町民等の利用形態や用途、周辺環境との調和などから木造化が適当であ
	り、木造にふさわしい施設
木質化の推進	○上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等
	*高齢者や児童生徒が利用することが多く、滞在時間が長くなるなどのた
	めに室内環境を重視することが必要な施設
木製品の導入推進	○町施設の机、椅子、応接家具、書架、決裁箱、標識、ネー
	ムプレート等事務用品
	○小中学校等教育施設の机・椅子、書架等
	*優しい執務環境づくりに適切であるとともに、身近な物品への木材利用
	を町民に対して啓蒙できる事務用品
公共事業での間伐材 の利用促進	○休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱、歩道、階段等の公園 施設関係
	○よう壁工、法面保護工、水路工、護岸工、種々柵工、堰堤、
	沈床工、杭打ち工等治山・河川施設関係
	○落下防止柵、防音壁、ガードレール、標識、歩道橋、側溝
	蓋等道路施設関係
	*町民等施設利用者の安全、動植物棲息の促進による生態系の保護、景観
	維持等に配慮を要する施設